

医療的ケア児の避難先は ～在宅医療における 災害時等の支援体制について～

立正大学社会福祉学部 白神晃子





白神（しらが）晃子です

- 福島 自立生活をする多様な障害のある仲間と知り合う
- 埼玉 大学で人間科学を専攻。障害児の親への告知の研究を始める →のちにピア活動の実践・研究へ
- 2011 福島の障害仲間が奔走していたことを後に知る
→国リハ研究所での防災研究の研究補助
- 長野 地域の仕事。徐々に障害と防災の研究をはじめめる
→県立養護学校の災害対策サポートの実践へ
- 栃木 保育士養成。サポ研の仲間と出会う
→当事者と一緒にトライアルを始める
- 埼玉 社会福祉士養成。模索中

地域で暮らし続けるために安心と希望を

鈴木絹江さん（1951～2021）福島県船引町

➡311で利用者・スタッフと共に集団避難

「長い時間をかけて地域での生活を作ってきた。重度障害者の地域生活はやっぱり命懸けだと思った」

「そのときはあきらめる」「もういいかな」「迷惑かけたくない」という言葉への悲しさ

➡日常の困難さや疎外感から生まれるのでは？

医ケア児の母「この子は電気がなくなったら死んじゃうのに、自分しか頼れないんだと思った」

本日のメニュー

講義

1. 障害×防災に関する近年の動向
2. 避難に関わる心理と地域との関わり
3. 災害のとき何が起きる？
4. 避難先の選択肢は

グループワーク 4セッション＋共有

講義

障害×防災に関わる 近年の動向



1995阪神・淡路大震災

犠牲者の半数が高齢者
身体障害者の死亡率4%
病院で人工呼吸器患者の停電・
酸素供給停止による死亡例

“災害弱者”対策が求められる
→福祉避難所（中越地震へ）

2011東日本大震災

犠牲者の7割以上が高齢者
障害者の死亡率は2倍
災害関連死の約9割が高齢者
要支援者の救助・支援にあたった
消防団員254人・民生委員56
人の犠牲者

“災害弱者”対策が必要だ
→災害対策基本法改正

2004新潟・福島豪雨

犠牲者の81%が高齢者
避難の遅れが課題

災害時要援護者の避難支援の検討
→ガイドライン・名簿を作ろう

2016熊本地震

避難所にも福祉避難所にも障害者が
いない→ローラー作戦
福祉避難所に多くの一般避難者
震源に近く、建物被災が大きく、年
少で、車いすが必要な児の家族ほど
避難に車中泊を選択する傾向（永田
ら2019）

福祉避難所のあり方見直し
→福祉子ども避難所の案

2014豪雨広島土砂災害

2016台風10号

高齢者施設で9名犠牲

2017九州北部豪雨

洪水・土砂災害対策も必要

→水防法・土砂災害防止法改正

→個別避難計画作成義務化

2018西日本豪雨

倉敷市真備町の死者51人のうち42人が避難行動要支援者

2019台風19号

九州北部豪雨

20207月豪雨

2018胆振東部地震による
ブラックアウト

2019台風15号大規模停電

停電の長期化

電源が必要な在宅ケア患者
病院の停電への対応が必要

猛暑・豪雪・噴火

東海・東南海・南海地震

首都直下地震

“災害弱者”？

= 平時から支援が必要な人たち

日常における

- ・ **環境の変化に弱い**

- ・ ぎりぎりの生活、ぎりぎりの支援
- ・ 地域とのつながりが弱い、地域力が弱い
- ・ 「迷惑施設」とされるゆえの立地条件

➔ 災害のとき、不利な立場におかれる

これらが解消すれば、リスクは下がる

災害発生前～直後



判断する



危険な場所から移動する



とっさに身を守る



助けを求める

当日～3日目



バリアフルな環境・物資



情報を得る



不安・ストレス

4日目～避難生活

災害関連死

“災害の後”を生き延びて
日常を取り戻す



“災害弱者”？

要配慮者（災害対策基本法 第8条2項15号）

「高齢者、障害者、乳幼児**その他**の特に配慮を要する者」

避難行動要支援者（災害対策基本法 第49条の10）

「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」

障害と防災に関わる 災害時要配慮者 関連法制度の動向

1. 避難行動要支援者名簿 市町村の義務
(2013 災害対策基本法改正)
2. 個別避難計画 市町村の努力義務
~2025までに (2021 災害対策基本法改正)
3. 要配慮者利用施設の避難確保計画策定 義務
(2017 水防法・土砂災害防止法改正)
4. 障害福祉サービス事業者のBCP策定 義務
~2024までに (2021 障害福祉サービス等報酬改定)
5. 福祉避難所の事前公示・ダイレクト避難
(2021 福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定)
6. 医療的ケア児支援法 附則

避難行動要支援者名簿の記載対象・登録方法は自治体によって異なる

作成率は100%（2023.1.1時点）

多くは「手上げ方式」

➡知らない人が多い（つまり登録していない）

➡名簿情報の提供に個人情報保護の壁

同意なしに名簿登録できると定めた自治体では

- 逆手上げ方式
- 推定同意方式
- 公的機関共有方式
- 強制提供方式
- 優先度別対応方式

（藤田ら, 2021）

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】 計画の作成が完了している市町村：約8% 一部の計画の作成が完了している市町村：約59% 未作成：約33%
令和4年1月1日現在

対象者

- 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所）等

改定の 趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
- ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「**在校生、卒業生及び事前に市が特定した者**」など受入対象者を特定した公示の例を記載
- 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

これらを担う「行政」とは誰か？

※自治体によって名称や組織体制は異なる

危機管理・災害対策部門

市民活動・地域活動支援部門

保健医療部門 ★保健師

福祉部門 [福祉総務
高齢福祉
障害福祉
子ども家庭福祉

都道府県

保健所 健康危機管理の担い手

行政だけでも
関連する課が多い



庁内連携のための
特別チームで対応する
自治体も

庁内連携のための特別チーム 千葉市「要配慮者対策プロジェクトチーム」

福祉避難所班	名簿整備班	個別避難計画調整班
学校保健室の福祉避難室指定・拠点福祉避難所指定・設置運営方法の検討	避難行動要支援者名簿の提供に関する条例・登載者の検討 避難行動要支援者の実態調査・支援優先度の検討	個別避難計画の作成・活用の検討
危機管理課 防災対策課 保健福祉総務課 地域福祉課 医療政策課 高齢福祉課 介護保険管理課 障害者自立支援課 各区高齢障害支援課		
国際交流課 健康支援課 介護保険事業課、障害福祉サービス課 精神保健福祉課 こども企画課 こども家庭支援課 幼保支援課 幼保運営課 児童相談所 教育委員会総務課 学校施設課 学事課 保健体育課	国際交流課 健康支援課 こども企画課	地域包括ケア推進課 介護保険事業課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課 精神保健福祉課 各区地域振興課 各区市民総合窓口課 各区健康課

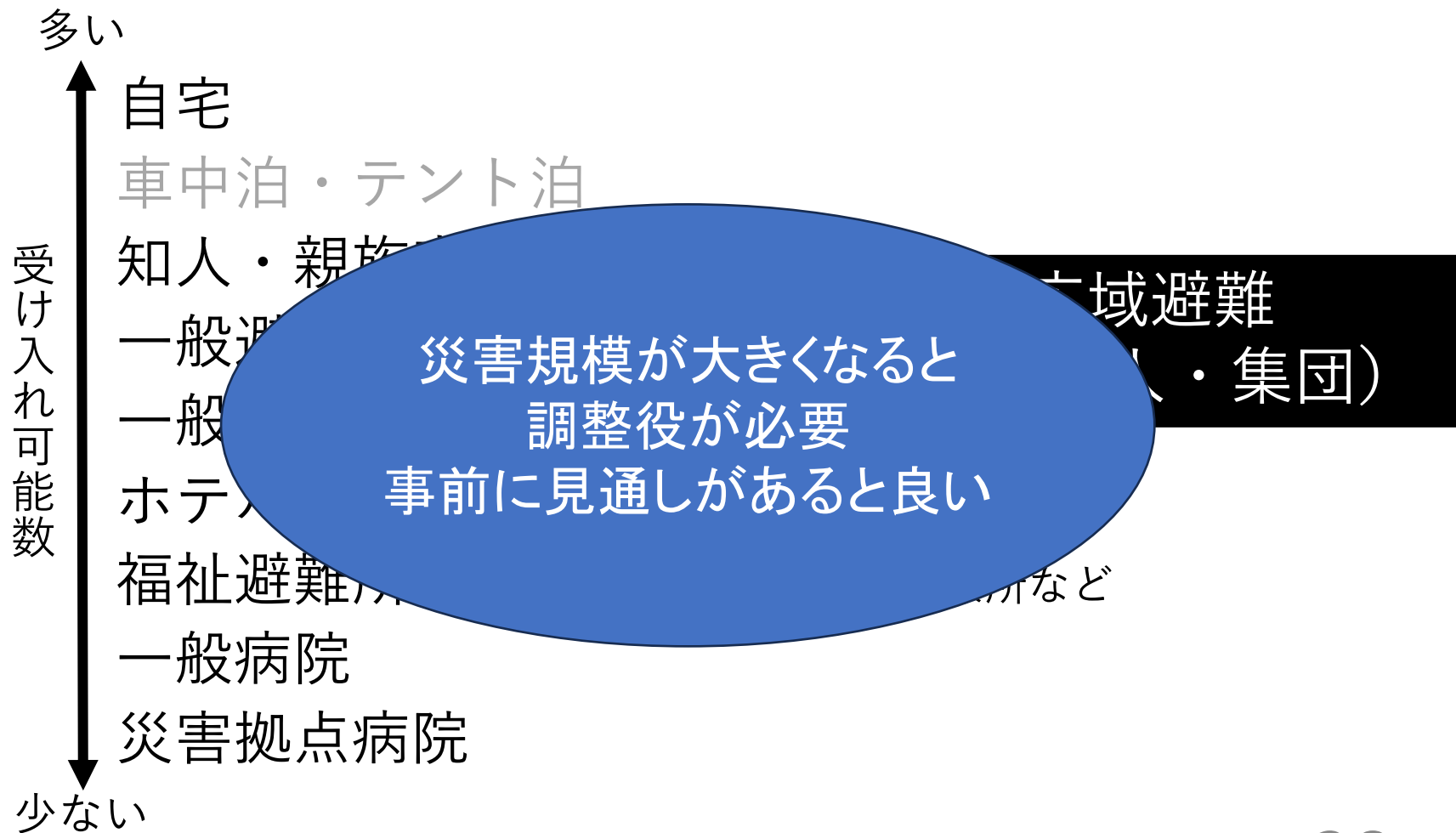
医療的ケア児支援法（2021）

附則 第二条

2 政府は、医療的ケア児の**実態を把握**するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、**災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

医療的ケア児の避難先は？



医療的ケア児の防災に関わる 支援団体・組織の動向

保健医療福祉福祉調整本部 連携調整のハブ

災害時小児周産期リエゾン2017～育成

災害時小児呼吸器地域ネットワーク

災害派遣福祉チームDWAT 2021災害基本法に追加

災害派遣医療チームDMAT

災害時健康危機管理支援チームDHEAT

AMAT全日本病院医療支援班、各専門職団体の派遣システム、日赤チーム

JDA-DAT日本栄養士会災害支援チーム、精神関係チーム

当事者団体の災害派遣チーム、各自治体・社協の派遣システム

+これらの連携調整を補完するシステム：広域災害・救急医療情報システム
(EMIS) 医療的ケア児等医療情報共有システム (MEIS)、地域独自のネットワーク運用

平時の連携メンバーに 地域・防災のメンバーを加える

個別避難計画策定の
のステークホルダー



医療機器メーカー
自治会・管理組合
避難支援者
民生児童委員
避難先の管理者

行政（防災・福祉）
消防団
防災士会
災害ボランティア
協力企業等

避難に関わる心理と 地域との関わり



どうして避難しないのか？

日常生活の大変さ／余力がない

荷物が多い、移動が大変

避難できる場所がない／避難先が適さない

避難所コミュニティの受け入れへの不安

過去の災害での厳しい現実

あいまいな拒否・差別の顕在化

避難して大変だった経験

知ってる人がいない／説明・交渉が必要

本人・家族だけではハードルが高い

「一緒に進める人」のエンパワメントが必要

避難を促す要因と抑制する要因

公的な災害情報や周囲の人の避難行動は避難を促す（Huangら2015）

子どもが多い世帯、避難計画を立ててある世帯ほど避難する。障害者のいる世帯は避難しない傾向。（Thompsonら2017）

多くの研究で、被災経験は避難行動と関連しない。しかし過去の避難経験があるほど避難する。

避難の前には情報収集、家族の安否確認、避難準備をする。

- ➡計画と準備が早い避難を促す
- ➡プチ避難や避難体験が重要
- ➡率先避難者としての役割

シロウトの力、地域との関係づくり

専門職は…想いはあってもすぐにはいけない

例えば私にもできること

初期対応 | 安否確認、人を呼ぶ

避難支援 | 避難ルート of 安全確認、避難時の荷物運び

生活支援 | 水や食料、蓄電池の充電代行、行政手続き代行

アンビュ-押します (練習しておきたいけど)

そばにいる、様子を見に行く

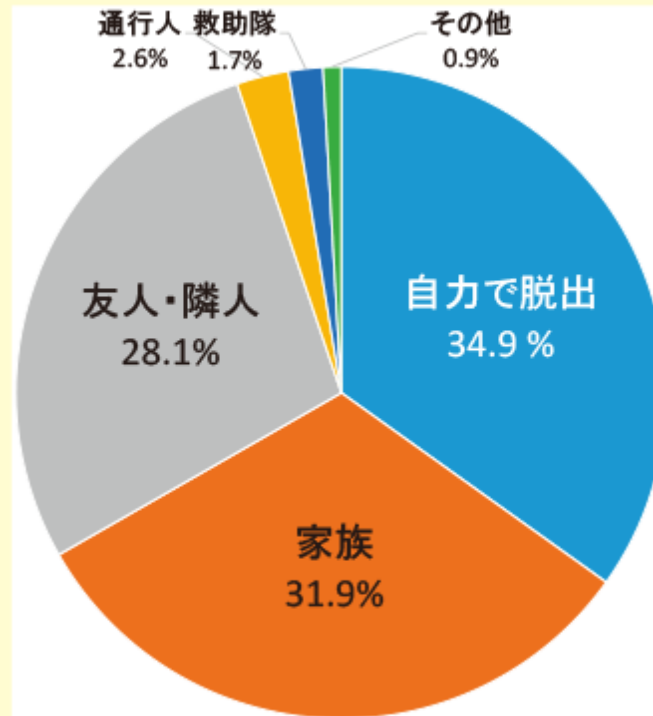
災害時に周囲が気につけ、共助が機能するには

「地域の子どもとしてかわいがってもらおう」ことが必要。

「自助7割 共助2割 公助1割」のひとり歩き

図表 1-1-1

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



「医療的ケア児の自助には限界があるのは明らか」

なのにどうして自助を求めるの？

こんなに重度の子が家で暮らしているとは思わなかった

出典：(社) 日本火災学会 (1996) 「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

防災白書(内閣府)

まずは知ってもらうことから

災害のとき 何が起きる？



チャットに書き込んでください

大きな災害のとき、電源以外で医療的ケア児・
家族は何に困るでしょうか？

現在関わっている医療的ケア児の避難先に求める電源以外の条件は？

あらためて一緒に考えたいこと

ひとまず医療機器の電源確保ができればOK？

いざとなったら病院！は現実的？

電話・ネットが不通→誰がどう状況確認する？

主たる介護者はケガをしない？

支援者はいつも通り働ける？

災害～非常時はいつまで続く？

まずは医療機器の電源問題

供給方法

内部バッテリー、予備バッテリー 劣化に注意

蓄電池 機種によって性能に差。充電ローテーションに複数用意

発電機 直接は繋げない 燃料の保管・確保が課題

EV車の活用 協定自治体の増加。川崎市、長野市の例

電力消費量をリスト化。停電シミュレーション

→優先する機器、代替方法を決めておく

体調や季節によっても変わる

連続使用のリスクも。長期は難しい

医療機器の電源や酸素が確保されても…
こんな困りごとがある

水が足りない！！

室温・体温管理

姿勢保持・体位交換・移動用の機器が使えない

本人の食事

薬、ケア用消耗品の不足

家族の避難対策（備蓄）

小さいきょうだいの対応

学校園にいるきょうだいの引き渡し

避難を決めてから避難完了まで

膨大な荷物一何を持っていけばいい？

移動手段は？自家用車？徒歩？救急車？

避難場所までのルートは通れる？

どのくらい時間がかかる？

きょうだいはどうやって移動する？

家を出る前にやっておくこと

(戸締り、連絡メモ、ブレーカーOff)

事前の準備があれば
ラクになる事項が多い

避難先でご家族が気にされること

他の避難者に気を遣って…

機器のアラーム音

排泄ケアや臭い

たくさんの荷物、スペースが必要

電源を占有してしまう？

大勢の人がいるので…

感染症

病院・福祉避難所では…

家族と一緒にいられるか？

当面の課題がクリアされたとして

ライフラインはいつ復旧するの？

➔復旧の連絡がこなかった

いつ自宅に帰れるのか見通しが立たない

復旧見通しの訂正（延長）が続く

【参考】 2011東日本大震災 ライフラインの90%復旧までにかかった時間

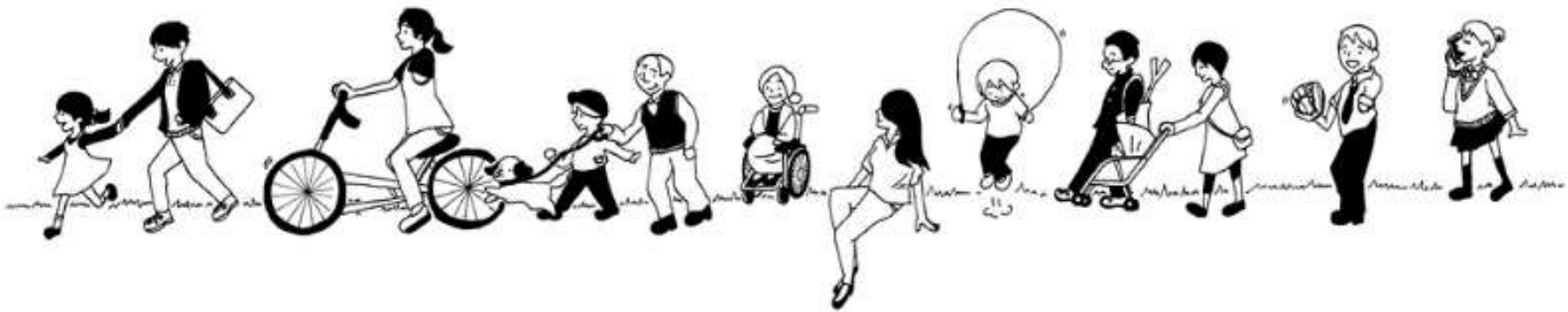
電気	➔	携帯電話	➔	ガス・上下水道
約7日		約20日		約30日

自宅の復旧作業・片付けができない

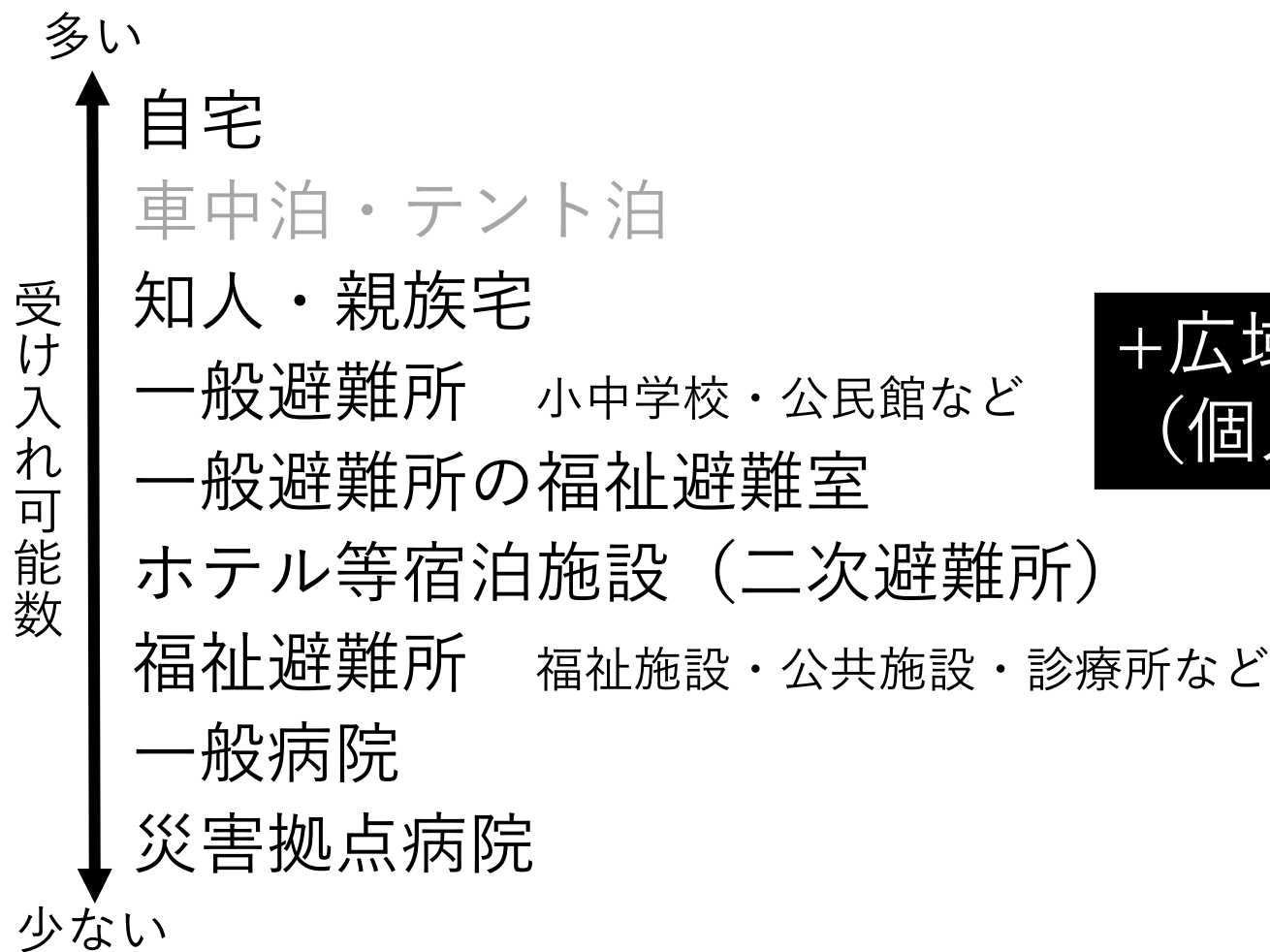
罹災証明等の手続きに行けない

「手続きに来て」「情報取りに来て」
にならないしくみを

避難先の選択肢は？

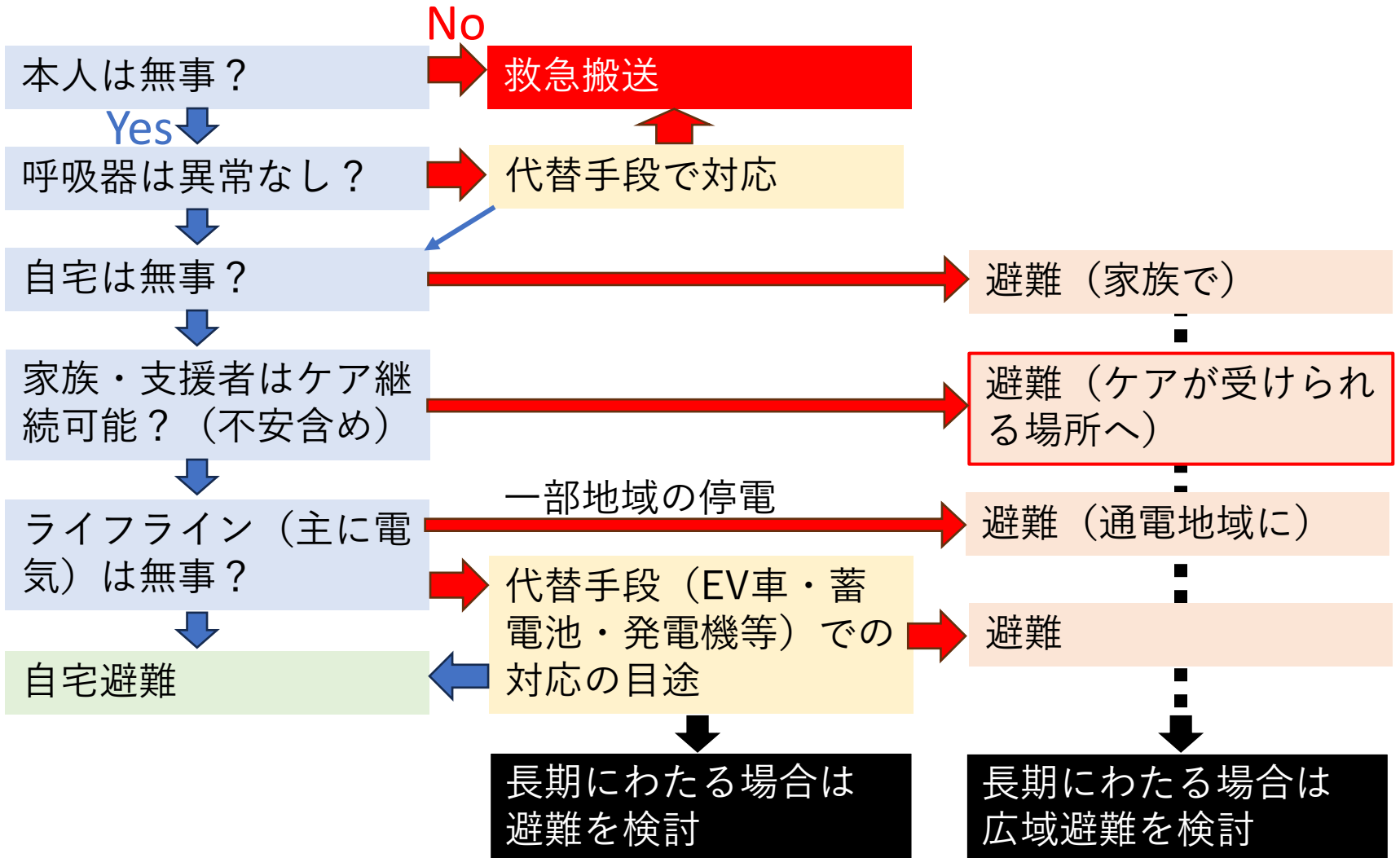


医療的ケア児の避難先は？



+広域避難
(個人・集団)

避難生活拠点選択のフロー（イメージ）



医療的ケア児の避難先は？



グループワークのグラウンド・ルール

レベル4 批判しない

➡ 多様な意見が大切

レベル3 自分の考えを伝える

➡ 失敗を恐れない

レベル2 メンバーの話をよく聞く

➡ 話しやすいリアクション

レベル1 わからないことは尋ねる

正解のない問い



【セッション1-1】

まずは簡単な自己紹介
事例の共有

①ご本人について

→年齢、性別、必要なケアの状況、おおよその体格、その他配慮事項

②家族の状況

→家族構成、家族内の要支援者、緊急時に支援に入れない職業の方

③家屋の状況と本人の移動手段

④公的サービスの利用状況

→医療（かかりつけ・入院時）、訪問系サービス、相談支援、学校、日中活動、一時利用等の平時に利用してる資源

⑤インフォーマルな資源

→近隣との関係、友人や親戚との関係、地区の自主防災組織や消防団との関わり



【セッション1-2】

避難に関する地理的な情報の確認

ハザードマップについて

種類 | 津波・洪水・土砂災害

内水氾濫・地震揺れやすさ・液状化
公共施設・避難所等もマッピングされている

洪水ハザードマップの留意点

- ・ 想定降水量（ここ数年で改訂）
- ・ 流域ごとにシミュレーション⇒重ね合わせ
- ・ 浸水想定時間
- ・ 中小河川は含まれていないことも多い⇒義務化

【セッション1-2】

自宅周辺の地理的な情報の確認

圏域ごとに指定住所を自宅と想定します
(すべて有リスク地点)

進め方

Googlemapでおおよその場所の確認

➡ハザードマップで自宅のハザード確認

- ・ googleストリートビューで実際の景観がわかる
- ・ 周囲の状況 (道路や公共施設) も確認
- ・ 国土交通省 [「ハザードマップポータルサイト」](#)が役立つことも



【セッション2】

災害想定Aの場合の避難場所の検討

災害想定A

2日後に930hPaの超猛烈な台風が到達する

話し合い

- ✓避難先の候補を検討
- ✓選定した理由
- ✓避難する場合の懸案事項・解決すべき事項

時間があれば候補を3つ考えてください

【セッション3】

災害想定Bの場合の避難場所の検討

災害想定B

今、大地震が発生。自宅は物が散乱しているが崩れてはいない。停電・断水。主要道路は大渋滞。災害の状況は不明

話し合い

- ✓避難先の候補を検討
- ✓選定した理由
- ✓避難する場合の懸案事項・解決すべき事項

時間があれば候補を3つ考えてください

【セッション4】

これからのことを考えよう➡共有

災害時～災害後に医療的ケア児と家族の命と生活を守るために、各圏域で何に取り組めますか？

話し合い

- ✓実際に取り組むことを挙げましょう
- ✓取り組む順番（優先度・やりやすさを勘案）

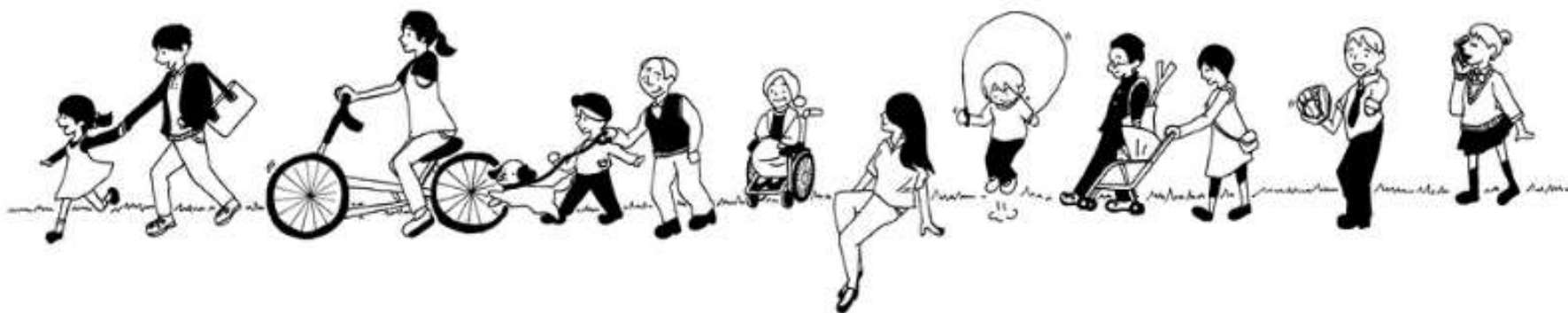
さまざまな立場・地域の人がありますが、まずはその圏域で取り組むことを一緒に考えてください。課題を共有すると、外の人の方が取り組むべきことが見えてくることがあります

今日からはじめる防災宣言

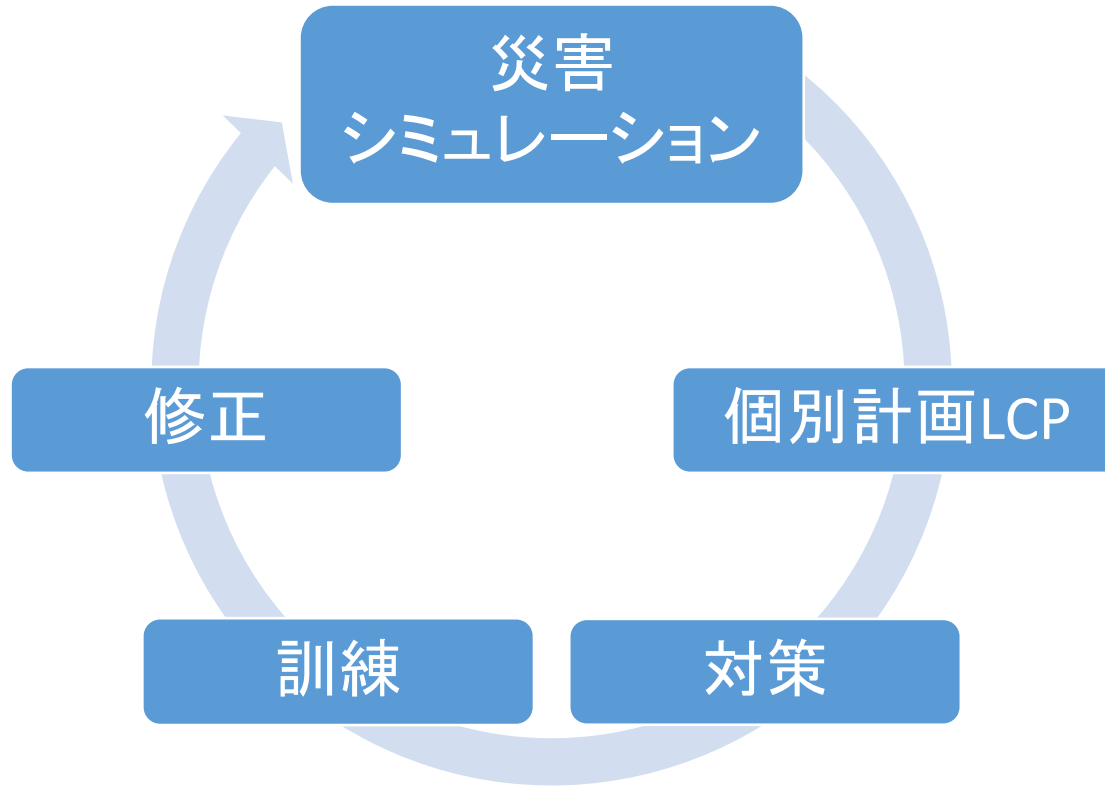
あなたは何に取り組めますか？



個別の災害対策の全体像



対策の流れ



1. 災害シミュレーション

想像から創造へ

災害の後、何が起きるか？どう行動するか？

時間を追って複数の状況を想像してみましょう

災害の種類：台風、豪雨→洪水・土砂災害、
火事、ライフライン停止、大雪、噴火

時間：夜中、真夏、真冬

場面：自宅が使えない、外出先で被災、誰かがけがをした、体調が悪い、火災発生

想像をもとにオーダーメイド（私のため）の対策を創造しましょう。



2. 要医療的ケア児のためのBCP

➔ **Life Continuity Plan** (生命・生活継続計画)

BCPとは…さまざまな不測の事態が発生したとき、被害を軽減し、重要な事業を中断させない、または短期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

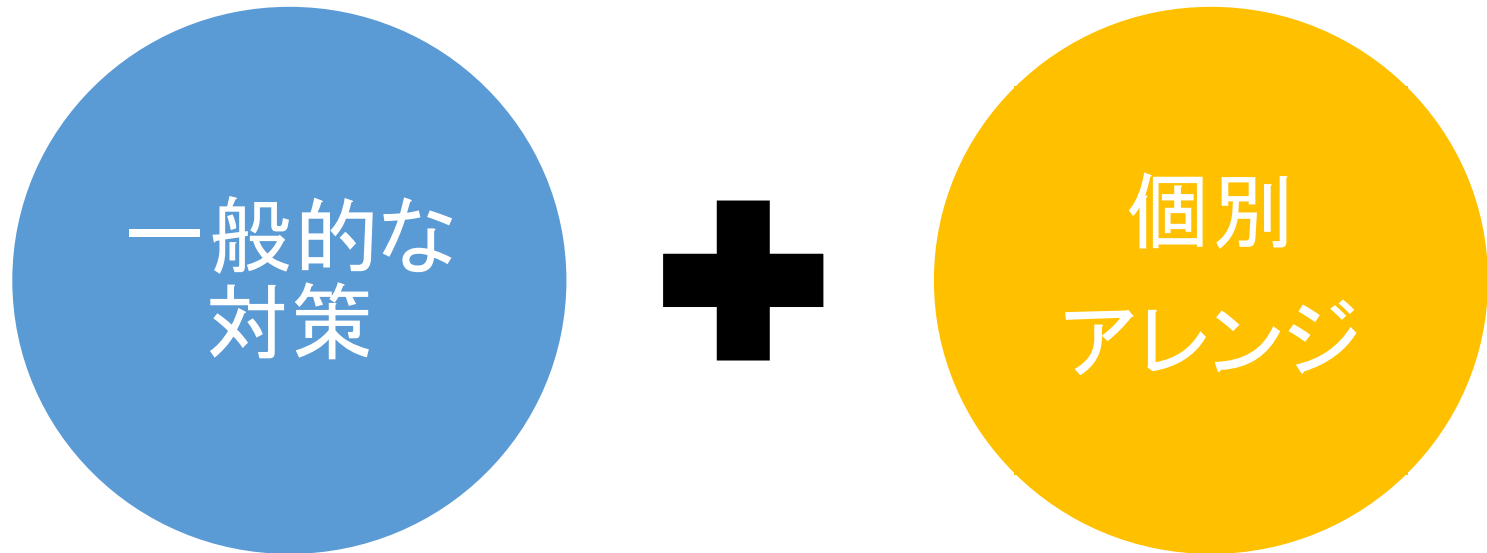
在宅ケアでは、**命と生活**を守るために

- ①被害を最小限にとどめ／代替手段を用いて
- ②命に直結するケアを優先に、平時に近いケアを継続し
- ③本人と家族と支援者が安心できる日常を1日でも早く取り戻す

そのためには災害直後だけでなく、その後の日常を取り戻すまでの中期的な見通しを立て、**生命・生活継続計画**に反映し、**環境整備と連携のもとに訓練・教育を進める**ことが役立ちます。

3. 対策・災害準備

- ①一般的な家庭向け防災手引きを基本に
- ②オーダーメイドの対策を追加する



<p>耐火耐震 家具固定</p> <p>とっさに動けない 前提の環境</p>	<p>持ち出し袋</p> <p>薬、衛生用品 安心グッズ</p>	<p>備蓄品</p> <p>停電時の対策</p>	<p>広域避難</p>
<p>非常食</p> <p>制限や好みに 対応 食べ慣れておく</p>	<p>よくある 防災手引き のもくじ</p>	<p>情報カード</p> <p>障害の説明 避難マップ バリアフリー含 む支援者マップ</p>	<p>率先避難</p>
<p>安否確認</p> <p>支援者を含める 避難支援</p>	<p>情報収集</p> <p>団体・当事者と 広域でつながる</p>	<p>共助</p> <p>近隣・地域に 知ってもらう</p>	<p>援助要請</p>

赤字は障害がある場合のアレンジ

4. 訓練 5. 修正

平時にできないことは非常時にはできない

関係者が一緒に訓練し、それぞれの視点で課題を見つけ、共有する。

- ・ 医療福祉だけでなく、地域・防災関係者も一緒に
- ・ 訓練は医ケア児を知ってもらうチャンス！
- ・ プチ災害のときは訓練のチャンス！
- ・ うまくいくことより振り返りが大切！

やってみると

課題が見つかる→計画修正・対策をする
の繰り返しです

訓練によって課題発見＋不安軽減

避難所開設訓練（2018）参加者の感想（抜粋）

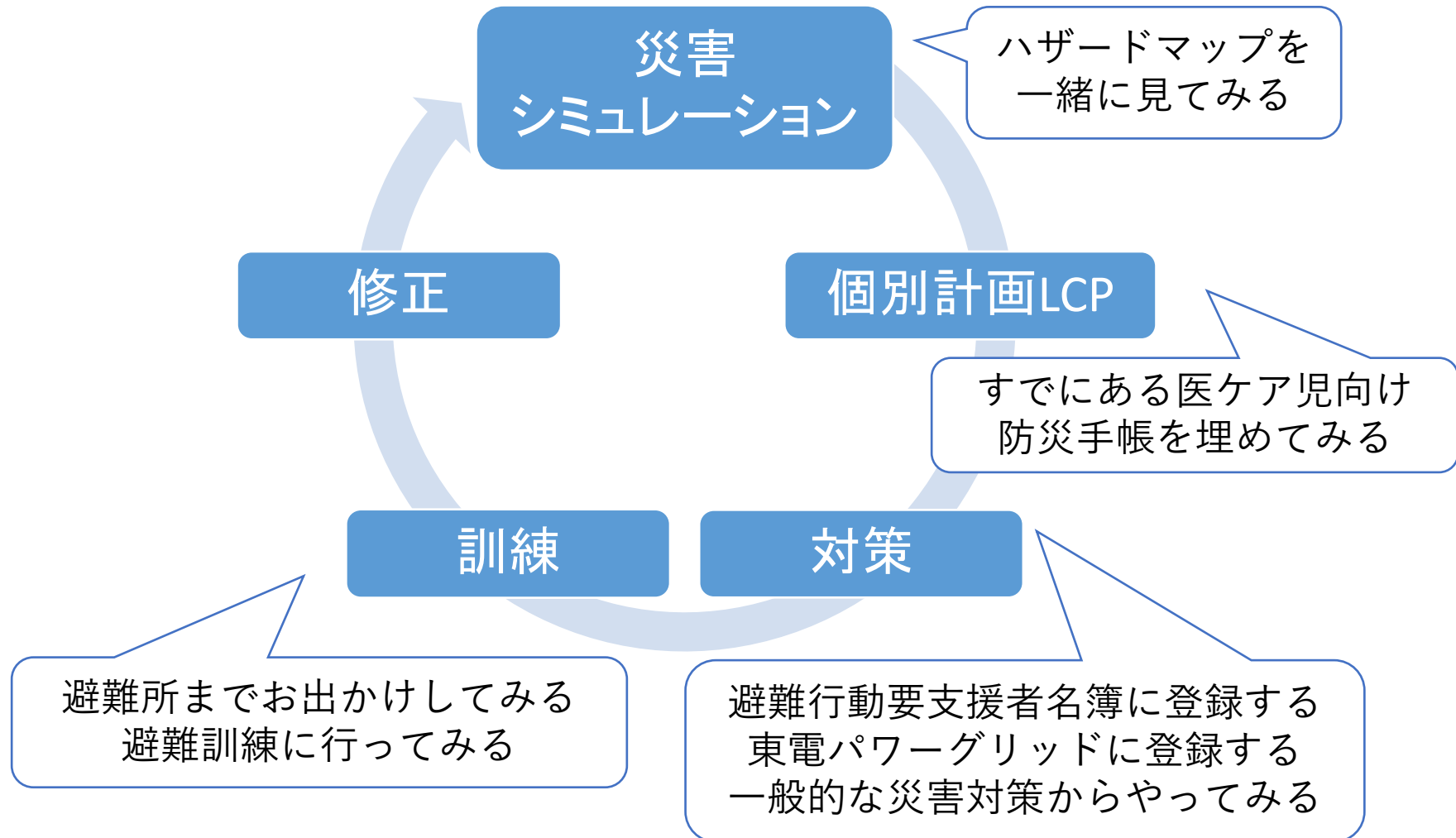
正直なところ避難所は、我々には無理だろうと考えておりましたが、体験して少し考えが変わりました。

訓練すれば出口がわかり、トイレにも一人で行けると思いました。トイレさえ行ければ、後は何とかなるような気がしました。

一番大事なことは、視力障がいがあるので、「これはできるがこれはできません。」と言い、周りの人に理解してもらうことが大事だと感じました。

やってみっぺ！避難所体験報告書（真岡市社協，2019）

防災にゴールはない すぐにやれそうなこと



視点を変えてみる



2015.03 第3回国連防災世界会議（仙台）

仙台防災枠組2015-2030 防災・減災に関する国際的な指針

例えば

- 2030年までに地球規模での災害死者数を実質的に減らす。2005年から2015年までと比べ、2020年から2030年には**10万人当たりの死者の減少**を目指す。
- 2020年までに国レベルおよび地方自治体レベルにおいて、災害リスク軽減戦略を策定する国を実質的に増やす。

➡ 死亡率の高い要配慮者の対策を加速させる

「インクルーシブ防災」

1. 私たちの社会には、障害者、難病患者、要介護の高齢者など、特別な配慮を必要とする人たちが、ともに生活している。
2. バリアフリーやノーマライゼーションが心がけられ、マイノリティが当たり前前に地域と交流をもつ「インクルーシブな社会」であることが、「インクルーシブ防災」の前提。
3. 日常の知恵やノウハウの蓄積が、緊急時においてこそ、もっとも有効に生かされる。

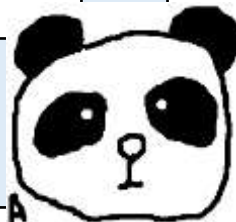
➡ 災害対策に 多様な人を 巻き込む・活用する

支援が必要な人の 気づきと行動は みんなの防災に役立つ



例えば「率先避難」が
みんなの避難につながるよ

暑いのもり…非常用電源
対策は進んでほしい



避難所に行かなきゃならな
いなら、快適な方がいい

誰かが排除・差別されてい
るのは嫌だ

日常を良くするための ツールとしての防災

当事者・家族にとって

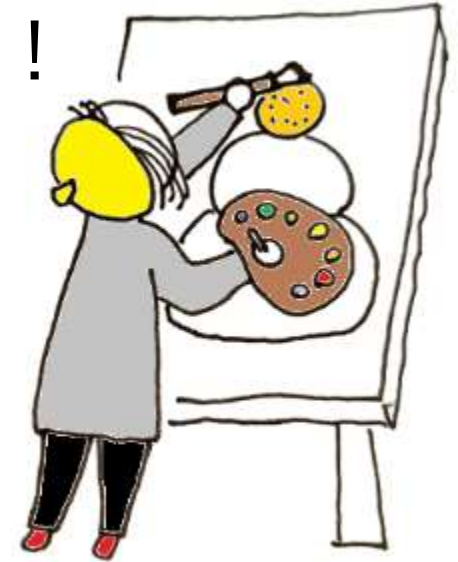
- 日々の支援を見直すツール
 - 家族や支援者との関係を見直すツール
 - 受援力・援助要請力を高めるための題材
- ☆自分の「強み」を知るきっかけ

地域・社会にとって

- みんなの生活を支える制度を見直すツール
- ☆地域のさまざまな人を理解するツール
- ☆防災をアップグレードするためのツール

まとめ

非日常を想像して日常を創造しよう！



みんなが助かるために

「長く」「楽しく」「一緒に」

災害への準備を進めましょう

